

家族登録法

(改正)

第 I 編

総則

第 1 条 目的 (改正)

この法律は、家族登録業務に関して実施、管理、追跡、検査のための原則、規則及び措置を定めたものであり、業務を明確、公正にし、制度的、全面的、完全に情報を提供し、国民の公正な権利と利益を保護することをねらい、社会の治安と安寧を保障し、国家の経済社会開発に寄与することを目的とする。

第 2 条 家族登録 (改正)

家族登録とは、ある個人または家族の状態を法律に公正な公的書類として証明するための、家族の登録をした記録である。

第 3 条 用語の説明 (改正)

本法に使用されている用語は以下の意味を有する。

- 家族登録記録とは、家族登録に関する各種類の情報を家族登録記録台帳に記載することをいう。
- 個人の身分とは、その個人の独自性、例えば名前、姓、居所、独身か、結婚、離婚したか、寡婦寡夫か等について示した法律上の状態のことをいう。
- 家族の身分とは、例えば父、母、子、孫等、家族の成員の関係をいう。
- プーム・サマノクア(家族登録証)とは、法律に従ったラオス人、永住外国人および無国籍者の家族成員の公正な滞在、居住を証明する公的書類である。
- 失踪宣告とは、ある個人が家族のもとから姿を消し、居所も分からず、2 年以上消息不明であるか、または事故が生じたことによって 6 か月以上消息がない場合で、裁判所の宣告のあるものをいう。
- 裁判所の判決による死亡とは、ある個人が家族のもとから姿を消し、居所も分からず、3 年間消息不明の場合で、裁判所の判決があるものをいう。
- 国籍変更とは、ラオス国籍の取得、ラオス国籍の再取得、ラオス国籍の離脱、ラオス国籍の再取得取下げをいう。
- 移転とは、個人または家族の元の居住地から他の場所に生活するために移動することである。

- ラオス人民民主共和国の在外代表事務所代表事務所とは外国にあるラオス人民民主共和国の大使館と領事館のことである。

第 4 条 (改正) 家族登録業務に関する国家政策

国家は、家族登録業務が公正、客観、迅速、明快、透明、安寧、規律的、また全国において統一的に運用されるように、全ての分野セクターが家族登録業務に関わることを奨励推進する。

国家は予算、車両、備品、現代的技術、業務事務所など必須な物を提供すること、また家族登録機関の職員の養成、開発を行うことを通じて、自らの役割を効果的に遂行できるよう、条件を整え、便宜を提供する。

第 5 条 家族登録業務の基本原則 (改正)

家族登録業務は以下の基本原則に従って遂行する。

- 憲法、法律を遵守し、国民の公正なる権利と利益を保護すること
- 該当人が居住するか、または一時的に滞在している場所の家族登録機関において遂行すること
- 家族登録官の面前で行うこと
- 真実、客観、完全、明快、便利、迅速、透明を保障すること
- 家族登録記録における情報を提供するため関係する個人または組織と協調すること
- 情報を統一的に管理し、永久に保管すること

第 6 条 家族登録業務に関する国民の義務 (改正)

すべての国民は、家族登録業務に敬意を払い、法律に従い履行する義務を有する。

第 7 条 法律の適用範囲 (改正)

本法律は、ラオス人民民主共和国に居住または生活する、ラオス国民、永住外国人、外国人、無国籍者と、外国に居住または生活するラオス人に適用される。

第 8 条 外国との協力 (改正)

国家は家族登録業務に関して、外国、国際的領域、国際社会と協力関係を持つことを推進し、当該業務をより効果的、現

家族登録法

代的にするための技術的、専門的な経験、情報、文書の交換、研修、人材育成を、ラオスが加盟する条約と国際協定に従って遂行する。

第II編 家族登録業務

第1章 家族登録記録の種類と手順

第9条 (改正) 家族登録記録の種類

家族登録記録は以下の種類に分けられる。

1. 出生登録
2. 婚姻登録
3. 離婚登録
4. 名または姓の変更登録
5. 国籍変更登録
6. 死亡登録
7. 転居登録
8. 家族登録帳記録登録
9. 身分証明書発行
10. 一時的滞在登録
11. 後見人選任登録
12. 養子縁組登録
13. 父または母としての認知登録
14. 失踪宣告登録

第10条 家族登録の手順

家族登録は以下の手順に従って行う

1. 登録要請書の提出
2. 登録の検討
3. 登録書類の保管

第11条 (改正) 登録要請書の提出

家族登録記載を要請する目的を持つ個人または法人は、関係の内務分野、治安維持分野、司法分野と外務分野の家族登録機関に、自身が居住する村の統治組織を通じて登録要請書を提出しなければならない。ただし、裁判所の宣告をもって国籍の変更、失踪、転居、離婚の登録をする場合はこの限りでない。

町から離れたへき地に居住する個人または家族の場合には、自身が居住する村統治組織に申請し、当該の村統治組織から郡レベル家族登録機関に登録記載と証明書の発行を申請する。

必要性がある場合には、移動家族登録ユニットを設置することもできる。

第12条 (改正) 登録の検討

登録要請書を受理した後、関係する家族登録機関は当該の登録要請書を、受理した日から数えて30日以内に検討しなければならない。

登録要請書とその登録の記載については、内務省、治安維持省、司法省、外務省がそれぞれの責任範囲の中で規定した規則に従って手続きを行う。

第13条 (改正) 登録書類の保存

家族登録記載内容については、それを登録した家族登録機関で保管する。当該の登録書類の保管については、家族登録官は登録記載した書類を種別し、系統的に保管し、遺失紛失や破損しないようにし、同時に電子家族登録情報システムにも登録情報を記録する。

第2章 家族登録

第14条 (改正) 出生証明

病院またはその他の治療サービス機関において子どもが出生した場合には、その出生日から数えて7日以内に当該の機関から出生証明を発行させる。その後、父、母または家族の代表者は、出生登録に行く前に、それを村の統治組織に通知し知らしめる。

病院またはその他の治療サービス機関の外、例えば家、田んぼ、畑等で子どもが出生した場合には、父、母または家族の代表者は自分が居住する村の統治組織に、子どもの出生から15日以内にそれを通知する。

遺棄されている新生児を見つけた場合には、保護をし、新生児を見つけた地域の村統治組織または警察官に至急通報をしなければならない。

上記2項と3項に定める通知を受け取った際には、村長は通知を受理した日から数えて7日以内に出生証明書を発行しなければならない。

出生証明書を受け取った後、父、母または家族の代表者または一時的に子どもの面倒を見ている支援者は、自分が居住するまたは滞在する郡の内務事務所において、出生証明書を受領した日、または子どもを養子として迎えた日から数えて30日以内に、出生登録を提出する。

外国で出生した新生児については、父、母、または家族の代表者が、子が出生した当該国のラオス人民民主共和国の在外代表事務所内の家族登録ユニットに通知する。

第15条 (改正) 出生登録

出生登録は、子どもの出生統計の収集、家族と国民の人口増加のため必要性があり、基本的サービスにアクセスするための法律上の証拠として使用され、同時に、国家の経済社会開発計画の立案のための情報となる。

出生登録は、郡レベルの内務事務所、外国にあるラオス人民民主共和国在外代表事務所の家族登録ユニットで行い、出生証明書を受領した際には、出生登録申請を受領した日から数えて公務日5日間以内に、家族登録台帳に出生証明の内容と個人番

号を記入し、電子的家族登録サイトに記録し、出生登録証明書を発行しなければならない。

出生登録証明書を受領した後、自分が居住する郡の治安維持司令部において家族登録帳に記載をさせる。

第16条 (改正) 婚姻登録

婚姻登録は、家族の統計情報の収集のため、すでに世帯を持っているということを証明するため、また社会の安寧と規律のために重要性を持つ。

ラオスに居るラオス国民同士の婚姻登録は、新郎新婦双方またはどちらかの一方が居住する郡の内務事務所において行う。

外国に居るラオス国民同士の婚姻登録は、当該国のラオス人民民主共和国の在外代表事務所の家族登録ユニットにおいて行う。

ラオスに居るラオス国民と、永住外国人、外国人または無国籍者の間の婚姻登録は、新郎新婦双方またはどちらか一方が居住する、県の内務課において行う。

ラオスに居る永住外国人、外国人または無国籍者の間の婚姻登録については、新郎新婦双方またはどちらか一方が居住する県の内務課、または関係する国の在ラオス大使館または領事館において行う。

外国に居るラオス国民と永住外国人、外国人または無国籍者の間の婚姻登録については、当該国のラオス人民民主共和国の在外代表事務所の家族登録ユニットにおいて行うか、当該国の法律の定めに従って行う。

郡の内務事務所、県の内務課、そして外国のラオス人民民主共和国の在外代表事務所の家族登録ユニットは、申請を受領した日から数えて公務日5日以内に、婚姻登録記載を当事者の面前で行い、婚姻登録証明書を発行しなければならない。

第17条 (改正) 離婚登録

離婚登録は、夫婦間の離婚に関する統計収集のために重要性を持ち、夫婦双方が独身となること、新たに婚姻が可能となることの証明となる。

自主的な離婚、そして裁判所の判決による離婚は、離婚前に夫婦が居住していた地の郡内務事務所において登録を行わなければならない。

永住外国人、外国人、無国籍者とラオス国民の間の離婚登録については、離婚前に夫婦が居住していた地の県の内務課において行う。

外国に居るラオス国民同士、またはラオス国民と長期在住外国人、外国人、無国籍者の間の離婚登録については、外国のラオス人民民主共和国の在外代表事務所の家族登録ユニットにおいて行うか、または居住する国の法律に則って執行する。

郡内務事務所、県内務課と外国のラオス人民民主共和国の在外代表事務所家族登録ユニットは、夫婦両者の目前で登録

を行い、申請を受けた日から数えて公務日5日以内に離婚証明書を一人につき一部発行する。

第18条 (改正) 名または姓の変更登録

名または姓の変更登録は、名または姓の変更の必要性和理由について証明とすること、法律違反の行動、または犯罪行為の責任から逃れるための個人の名または姓の変更について制限するため重要性を持つ。

名または姓の変更登録は、申請人が居住する地の郡内務事務所で行う。

当該の郡の内務事務所は、申請を受領した日から数えて30日以内にそれを検討し、名または姓の変更証明書を発行する。その後その変更について、当該の郡の治安維持司令部に通知し、申請に従い家族登録帳、個人IDカードを変更する。

第19条 (改正) 国籍変更登録

国籍変更登録は、国籍変更の証明にとって重要であり、国籍を変更する者の生活を管理し、便宜を与えることをねらいとする。

国籍変更に関する首相府からの通知書を受領したのち、内務省市民管理局において国籍変更登録をさせる。

上記の局は、登録申請書を受領した日から数えて公務日5日以内に、その国籍変更を登録し、証明書を発行する。

国籍変更証明書を受領した後、治安維持セクターにそれを通知し、申請に基づき家族登録証(サマノクア)とIDカードを変更させる。

外国に居住し、ラオスの国籍離脱を申請する者については、外国にあるラオス人民民主共和国の在外代表事務所の家族登録ユニットにおいてその登録を行わせる。

第20条 (改正) 死亡登録

病院あるいは他の治療施設において個人が死亡した際には、その施設が死亡の日から数えて公務日5日以内に死亡証明書を発行する。その後家族の代表が、死亡登録をしに行く前に、村統治組織に認証のためそれを通知する。

病院あるいは他の治療施設以外の場所で個人が死亡したとき(例えば、家、田んぼ、畑などの場合)、家族の代表者が、死亡の日から数えて公務日5日以内に、該当の個人が死亡した場所の村統治組織に通知をする。

専門の職業として病人を治療あるいは出産助をした場合で、該当の病人あるいは新生児がもし死亡した場合には、その者がすぐに死亡証明書を発行する。

もし個人が死体を発見した場合には、すぐにその場所から最も近隣の村統治組織と警察に通報しなければならない。

村長が死亡の通知を受けた際には、通知を受けた日から数えて公務日5日以内に死亡証明書を発行する。もし死亡の原因が不明の場合、または危険な伝染病での死亡の場合には、緊急に警察あるいは保健セクター職員に通報をし、上記の職員の意見を

家族登録法

聞くまで死亡証明書については発行を一時中止する。もし死亡者が永住外国人、外国人の場合には、警察官は急ぎ外務省にそれを通知すること。

死亡証明書を受領した後、家族の代表者は死亡証明書を受領した日から数えて15日以内に、自分が居住する、または一時滞在している郡の内務事務所において、死亡登録をする。

もし、死亡者に親族がいない場合には、その者が所属する組織の代表、または関係する個人が死亡登録をすること。

第21条(改正) 裁判所の判決による死亡証明

裁判所の判決によって死亡したと証明された個人については、その者の家族の代表者は判決書を認知した日から数えて公務日5日以内に、自分が居住する、または一時滞在している郡の内務事務所において、死亡登録をする。

第22条(新) 死亡登録

死亡登録は、遺産相続の開始、また市民の死亡者統計を集計するために重要性を持っている。

死亡登録は、郡レベルの内務事務所か、外国にあるラオス人民民主共和国の在外代表事務所の家族登録ユニットにおいて行う。死亡証明書を受領した後、その証明書の内容について家族登録台帳に記載をし、電子家族登録システムに記録し、死亡証明書を受領した日から数えて公務日5日間以内に死亡登録証明書を発行する。

死亡登録証明書を受領したのち、死亡した者が家族登録証(サマノクア)登録をしていた郡の治安維持司令部に死亡を通知し、家族登録証(サマノクア)を変更する。

第23条(改正) 移転

同一の郡、特別区、特別市の中で移転しようとする個人また家族については、移転する者また家族の代表者は新しく居住する村からの保証書入手し、元いた村統治組織からの書類を合わせ、郡の治安維持司令部に、書類を受領した日から数えて公務日5日間以内に移転許可書を発行することを申請する。

同県内の郡から別の郡に移転する場合、または他の県に移転する場合は、移転しようとする個人または家族の代表者は、新たに居住する場所の村長と郡長、特別区長、特別市長から保証書入手し、その後村統治組織の移転許可書を揃え、元の場所の郡治安維持司令部に対し移転許可書を受領した日から数えて10日間以内に発行するよう申請する。別の県に移転する場合には、元の住所の郡治安維持司令部は、移転許可書を発行した日から数えて3日間以内に、県治安維持課司令部にそれを通知する。

郡治安維持司令部が移転を許可したのち、公務日3日間以内に郡内務事務所へ通知し、移転の登録をする。

第24条(改正) 移転登録

移転登録は、管理や住所、職業の割り当てのため、個人また家族の本籍地や居住地の変更についての情報収集をし、治

安や公共の安寧を保障し、国家の経済社会開発計画のために重要である。

移転登録は、郡治安維持司令部から移転通知を受領したのち、郡の治安維持事務所家族登録ユニットにおいて行う。通知を受領してから公務日5日間のうちに、元の住所の郡内務事務所は転出登録をし、新しい居住地の郡内務事務所は転入登録をおこなう。

第25条(改正) 家族登録証(サマノクア)登録

家族登録証(サマノクア)登録は、治安維持と国家経済社会開発計画にとって基本情報である各家族内の構成員数の集計と管理のために重要性を持つ。

ラオス人、永住外国人と無国籍人の家族登録証(サマノクア)登録は、管理等級に応じて居住地の治安維持セクター家族登録組織において行い、申請を受けた日から数えて10日間以内に登録を検討する。

新生児の家族登録証(サマノクア)への登録については、出生証明書が必要である。

第26条(改正) IDカードの発行

IDカードの発行は、15歳以上の個人の履歴を証明し、IDカードを所持する者の就業活動や国内の移動に際して便宜を与えることに関し重要性を持つ。

ラオス人、永住外国人、無国籍人は家族登録証(サマノクア)登録を完了後、15歳以上である者はIDカードを保有しなければならず、該当の者は自分の活動履歴を書き、面接を経て、治安維持セクターの個人履歴登録台帳に記録される。

治安維持セクターの家族登録官は、申請書を受け取った日から数えて10日間以内にIDカードを発行することを検討しなければならない。

第27条(新) 一時滞在登録

一時滞在登録は、ラオス人が一時的な別の場所での滞在を管理し、社会の治安と安寧を維持するために重要性を持つ。

一時的に別の場所で滞在しようとする個人または家族は、新しく滞する場所の村統治組織に一時滞在を通知しなければならない。その後、家族の代表者または滞在家主は、郡の治安維持司令部に一時滞在の登録と、3か月、6か月、1年(延長可能)の一時滞在証の発行を申請する。

3か月未満の一時滞在の場合には、家族の代表者または滞在家主は村の統治組織に通知をする。

第28条(改正) 後見人登録

後見人登録は、子どもに父母がいない場合に、その子どもを養育、教育するための後見人が誰かを証明し認容するために重要性を持つ。

後見人登録は、後見人が居住する場所か、後見人の選任に関して裁判所が判決した場所の郡の司法事務所において行う。

当該の司法事務所は、村長が後見人を選任した日、または裁判所の確定判決を受け取った日から数えて10日間以内に、登録を行い、後見人証明書を発行する。

第29条(改正) 養子縁組登録

養子縁組登録は、他人の子を自分の養子として登録すること、そして養子と養父、養母の間の家族関係を保障するために重要性を持つ。

ラオス人間の養子縁組登録は、養父養母が居住する場所の郡の司法事務所において行い、郡の司法事務所は申請書を受領した日から数えて30日間以内に、登録し、養子縁組登録証明書を発行することを検討する。その後郡の治安維持司令部に通知をする。

ラオス人の子どもを永住外国人または外国人と養子縁組登録する場合は、司法省の家族登録を担当する局において行う。当該の局は、申請書を受領した日から数えて30日間以内に、登録をし、養子縁組登録証明書を発行することを検討する。その後、内務省、治安維持省、外務省にそれを通知する。

外国人の子どもをラオス人の養子にする場合には、関係する外国の法令に従って手続きする。

第30条(改正) 父親または母親として認知登録

父親として認知登録は、父母が婚姻していない場合、または一緒に暮らしていない場合に、子どもと父親の間の家族関係を保障するために、父親であることを証明するために重要である。

母親として認知登録は、母が子どもを手放した場合、また子どもを交換した場合に母親と子どもとの間の家族関係を保障するために、母親であることを証明するために重要である。

父親または母親としての認知登録は、父親または母親が居住する場所、または裁判所が父親または母親としての認知に関する判決を下した場所の郡の司法事務所において手続きを行う。

該当の郡司法事務所は、認知または裁判所の確定判決に従って、父親または母親の認知要請書を受領した日から数えて10日間以内に、登録し、父親または母親としての認知証明書を発行しなければならない。

第31条(改正) 失踪宣告登録

失踪宣告登録は、失踪者と失踪宣告を申請する者の財物、権利、利益と義務を保護するために重要である。

失踪宣告登録は、申請者が居住する地の郡司法事務所において、裁判所の確定判決が出た日から数えて30日間以内に行う。その後該当の司法事務所は、公務日5日間以内に郡内務事務所に対し通知する。

永住外国人、外国人また無国籍人の失踪宣告は、申請者が居住する地の県の司法課において、裁判所の確定判決が出た日から数えて30日間以内に行う。失踪宣告登録がされた後、該当の県司法課は、同県の治安維持司令部に通知する。

第32条(改正) 家族登録の変更、抹消また異議申立

自分自身の家族登録が正しくないと思われる場合には、該当者は自分が居住する地の家族登録官に、変更または抹消を要請する権利を有する。もしその家族登録官が検討しない場合には、該当者は、登録内容の変更または抹消を裁判所に要請する権利を有する。

もし家族登録がある個人の権利と利益を侵害している場合、該当者は異議申立をする権利を有する。

自分の家族登録が正しくないと思われる家族登録官は、職務として変更または抹消する権利を有する。

家族登録の変更または抹消は、申請を受領した日から数えて15日間以内に検討をする。

第3章

家族登録データベース

第33条(新) 家族登録データベース家族登録データベースとは、国民の管理情報システムで、すべての家族登録業務を記録し、国民の公正な権利と利益を保護するための基礎となるもので、国家の管理業務、方針規定、各時期の国家経済社会開発計画づくりに用いられる。

家族登録データベースは、家族登録台帳と電子家族登録データベースから構成される。

第34条(新) 家族登録台帳

家族登録台帳とは、家族登録に関する情報を記録する台帳で、家族登録台帳と家族登録データベースに登録される個人または家族の情報を創設、修正また追加する際の法的な基礎となるものである。

すべての種類の家族登録情報は、申請者と家族登録官の署名と押印をしたうえで家族登録台帳に記録されなければならない。

家族登録台帳は、年の最終日に締め、ページ数と登録件数をまとめ、家族登録官が署名、押印する。

関係の家族登録機関は、家族登録台帳を永久に保存する。

第35条(新) 電子家族登録データベース

電子家族登録データベースは、家族登録情報の集計、保存、改正、管理また検索のために作られた情報システムで、別のセクターの家族登録データベースと接続して情報の入力また交換が可能である。

電子家族登録データベースの管理方法については、別の規則の中で規定する。

第36条(新) 電子家族登録データベースの情報の入力と修正

家族登録法

家族登録台帳に記録されたのち、家族登録に関する情報は、関係する家族登録官が電子家族登録データベースに正確かつ完全に入力しなければならない。

もし電子家族登録データベースに入力された情報が家族登録台帳の情報と異なっている場合、家族登録台帳に従って情報を修正する。

第37条(新) 家族登録データベースの管理と利用

家族登録データベースの情報は、非公開かつ安全に管理、保存されなければならない、関係する家族登録官のみがそれにアクセスできる。

家族登録データベースの情報を利用希望する個人、法人また組織は、家族登録官の許可を得て、規則にしたがって利用料とサービス料を支払わなければならない。

第38条(改正) 家族登録機関

家族登録機関とは、国家の機関であり、内務セクター、治安維持セクター、司法セクター、外務セクターから構成される。

ラオス人、永住外国人、外国人また無国籍人の家族登録は、その管轄にしたがって、正しい県郡レベルの関係セクターの家族登録機関において行う。

第39条(新) 内務セクターの家族登録機関

内務セクターの家族登録機関は以下から構成される。

1. 内務省市民管理局
2. 県内務課の家族登録責任部門
3. 郡内務事務所の家族登録ユニット

第40条(改正) 内務セクター家族登録機関の権利と役割

内務セクター家族登録機関はその責任範囲によって、以下の権利と役割を持つ。

1. 出生登録
2. 婚姻登録
3. 離婚登録
4. 死亡登録と裁判所判決による死亡宣告登録
5. 名または姓の変更登録
6. 国籍変更登録
7. 移転登録
8. 出生、死亡、名または姓の変更、国籍変更登録の治安維持セクターへの通知
9. 国民統計の集計
10. 登録書類の保管
11. 家族登録業務のために、関連する別組織と協同する。
12. 家族登録業務の執行につき、上部組織に対し定期的に、まとめ、要約、追跡、検査、評価、報告を行う。
13. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう。

第41条(改正) 治安維持セクター家族登録機関

治安維持セクター家族登録機関は以下から構成される。

1. 治安維持省家族登録証(サマノクア) 管理と基盤建設局
2. 県治安維持司令部 家族登録証(サマノクア) 管理と基盤建設室
3. 郡治安維持司令部 家族登録証(サマノクア) 管理と基盤建設課

第42条(改正) 治安維持セクター家族登録機関の権利と役割

治安維持セクター家族登録機関はその責任範囲によって、以下の権利と役割を持つ。

1. 家族登録証(サマノクア) 登録
2. IDカード発行
3. 移転申請の検討
4. 一時滞在登録
5. 遺棄された子ども、死体と死亡の原因証明の通報の受領
6. 登録後の、出生、名または姓の変更、国籍変更、失踪、死亡の報告受領
7. 登録書類の保管
8. 家族登録業務の執行において、他組織との調整協力
9. 家族登録業務の執行につき、上部組織に対し、定期的に、まとめ、要約、追跡、検査、評価、報告を行う。
10. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう。

第43条(改正) 司法セクター家族登録機関

司法セクター家族登録機関は以下から構成される

1. 司法省司法システム推進局
2. 県司法課の家族登録業務担当課
3. 郡司法事務所の家族登録業務担当ユニット

第44条(改正) 司法セクター家族登録機関の権利と役割

司法セクター家族登録機関は、その責任範囲によって、以下の権利と役割を持つ。

1. 失踪宣告登録
2. 養子縁組登録
3. 父親また母親認知登録
4. 後見人登録
5. 永住外国人、外国人、無国籍人の失踪宣告登録を、治安維持セクターに通知する
6. 登録書類の保管
7. 家族登録業務の執行において、他組織との調整協力
8. 家族登録業務の執行につき、上部組織に対し定期的に、まとめ、要約、追跡、検査、評価、報告を行う。
9. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう。

第45条 (改正) 外務セクター家族登録機関の権利と役割

外務セクター家族登録はラオス人民民主共和国の在外代表事務所家族登録ユニットにおいて行い、外務省の管理の下に以下の権利と役割を持つ。

1. 本法第9条の規定に従い、外国に居住するラオス人の家族登録。ただし家族登録証(サマノクア)登録、IDカード発行、名また姓の変更登録、移転登録、一時滞在登録を除く。
2. 内務セクターと司法セクターに対し家族登録の通知を行う。
3. 登録書類の保管
4. 家族登録業務執行のために、自分の責任範囲において他組織と調整協力を行う。
5. 家族登録業務の執行につき、上部組織に対し定期的に、まとめ、要約、追跡、検査、評価、報告を行う。
6. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう。

第46条 (改正) 家族登録機関の役職構成

家族登録機関の役職は以下から構成される

1. 長
2. 副長、何名か
3. 専門スタッフと運営スタッフ何名か

第47条 (改正) 家族登録官

家族登録官とは、組織から家族登録業務を担当するよう任命を受けた者で、家族登録機関の長と副長のみをいう。

第48条 家族登録官の権利と役割

家族登録機関の長は本法第9条の規定に従い、家族登録の権利と義務を有する。

家族登録機関の副長は、長からの委任に基づき、家族登録業務の執行において家族登録機関の長を助け、担当業務に責任を有する。

機関の長が不在あるいは多忙の時には、長から委任を受けて、副長が代理官として家族登録業務を行う。

第49条 家族登録官の基準

家族登録官は以下の基準を満たすこと。

1. ラオス人であること
 2. 年齢が21歳以上
 3. 役割の遂行にあたって、資質、革命的道德心、倫理観、正直さを有すること。
 4. 裁判所から故意による犯罪で自由剥奪刑を科されたことがないこと。
 5. 健康であること
- 各セクターの家族登録官の基準については、別にそれを規定する。

第50条 家族登録官の任命と解任

省レベルの家族登録機関の長は、関連する省の大臣の指名にもとづき、首相によって任命また解任される。

省レベルの家族登録機関の副長は、関連の省の大臣によって任命また解任される。

県、郡レベルの家族登録機関の長と副長は、地方自治法の規定に従って任命また解任される。

第III編 手数料とサービス料

第51条 (改正) 手数料

手数料とは、関連の家族登録機関を通じて、家族登録を申請する個人から徴収する国家の運営管理料のことである。

手数料の徴収と支払業務については、その時期に発効している手数料とサービス料に関する国家主席令に従って執行する。

第52条 サービス料

サービス料とは、家族登録機関の専門的運営代金として払われるもので、登録を希望する個人から徴収され、非営利に、国家運営予算の一部として利用される。

サービス料の徴収と支払業務については、その時期に発効している手数料とサービス料に関する国家主席令に従って執行する。

第IV編 禁止事項

第53条 (改正) 家族登録官と家族登録機関のその他の職員の禁止事項

家族登録官と家族登録機関のその他の職員は以下の行為を禁止する。

1. 自らの役職を自分自身、家族、友人またその他の者の利益のために利用すること。
2. 権限を越えて職権を使うこと。
3. 家族登録業務に関連する書類の偽造または情報の捏造すること。
4. 賄賂を受領したり、請求、要求したりすること。
5. 家族登録業務に関連する書類を妨害、隠蔽また破壊すること。
6. 規定に正しくない家族登録業務の手数料またサービス料を徴収すること。
7. 家族登録業務に関する個人の情報を許可なく公開すること。
8. 法律違反のその他の行為。

第54条 (改正) 登録申請者の禁止事項

家族登録法

登録申請者の以下の行為を禁止する。

1. 真正でない虚偽の書類または情報を提供すること。
2. 家族登録官または家族登録機関の他の職員に賄賂を渡すこと。
3. 家族登録官または家族登録機関の他の職員に強制、強要、暴行、詐欺を行うこと。
4. 法律違反のその他の行為。

第55条(改正) 個人、法人また組織の禁止事項

個人、法人また組織は以下の行為を禁止する。

1. 家族登録官または家族登録機関の他職員への協力を拒否、役割の執行を妨害すること。
2. 他人をそそのかして、家族登録機関での家族登録に行かせないこと。
3. 家族登録官または家族登録機関の他職員への賄賂を仲介すること。
4. 家族登録に関する書類の偽造また真正でない情報の提供を共謀すること。
5. 法律違反のその他の行為

第V編

家族登録業務の管理と検査

第1章

家族登録業務の管理

第56条(改正) 家族登録業務の管理組織

全国で統一かつ集約的に、政府が家族登録業務の管理者であり、具体的には内務省、治安維持省、司法省と外務省が中心となり相互に調整し、他省庁、人民裁判所、人民検察庁、地方自治組織と協調をする。

家族登録業務の管理組織は以下から構成される。

1. 内務セクター
2. 治安維持セクター
3. 司法セクター
4. 外務セクター

第57条(改正) 内務セクターの権利と役割

家族登録業務の管理において、内務セクターは責任範囲に従い以下の権利と役割を有する。

1. 家族登録業務に関し、方針、戦略、法律を起案し、上部に検討してもらう。
2. 家族登録業務の方針、戦略、法律の宣伝、普及、研修を行う。
3. 出生登録、婚姻登録、離婚登録、死亡登録、名また姓変更登録、国籍変更登録、移転登録の管理規則を発出する。

4. 出生登録、婚姻登録、離婚登録、死亡登録、名また姓変更登録、国籍変更登録、移転登録業務の執行において、自らのセクター列組織の指揮、管理を行う。
5. 出生登録、婚姻登録、離婚登録、死亡登録、名また姓変更登録、国籍変更登録、移転登録について、真正でない登録を変更または取消をする。
6. 家族登録データベースと人口統計を作成、管理する。
7. 他組織が請求をした場合に、家族登録業務に関連する情報と書類を提供する。
8. 家族登録業務について他の組織と協調する。
9. 家族登録業務について、自分の責任範囲または上部からの委任の範囲で、外国、国際地域と連絡、協力する。
10. 家族登録業務執行について、定期的に上部にまとめと報告をする。
11. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう

第58条(改正) 治安維持セクターの権利と役割

家族登録業務の管理において、治安維持セクターは以下のようにその責任範囲の中で権利と役割を有する。

1. 家族登録証(サマノクア)登録、IDカード、一時滞在登録についての方針、戦略、法律の研究、提案、変更を行う。
2. 家族登録業務に関連する方針、戦略、法律について宣伝、普及、研修を行う。
3. 家族登録証(サマノクア)登録、IDカード、一時滞在登録の執行について、自らのセクター列組織の指揮、管理を行う。
4. 移転登録管理、家族登録証(サマノクア)登録、IDカード登録、一時滞在登録について規則を発出する。
5. 家族登録証(サマノクア)、IDカード、一時滞在許可書を発行する。また移転申請の検討をする。
6. 家族登録証(サマノクア)登録、家族登録証(サマノクア)、IDカード発行、一時滞在許可において、正しくないものについて、変更または取消を行う。
7. 他組織が請求をした場合に、家族登録業務に関連する必要な書類と情報を提供する。
8. 家族登録データベースの管理
9. 家族登録業務について他の組織と協調する。
10. 家族登録業務について、自分の責任範囲または上部からの委任の範囲で、外国、国際地域と連絡、協力する。
11. 家族登録業務執行について、定期的に上部にまとめと報告をする。
12. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう

第59条(改正) 司法セクターの権利と役割

家族登録業務の管理において、司法セクターは以下のようにその責任範囲の中で権利と役割を有する。

1. 失踪宣告、養子縁組、後見人選任、父または母の認知についての方針、戦略、法律の研究、提案、変更を行う。
2. 家族登録業務に関連する方針、戦略、法律について宣伝、普及、研修を行う。
3. 失踪宣告、養子縁組、後見人の選任、父また母の認知の執行について、自らのセクター列組織の指揮、管理を行う。
4. 失踪宣告、養子縁組、後見人の選任、父また母の認知の登録について管理規則を発出する。
5. 失踪宣告、養子縁組、後見人の選任、父または母の認知において、正しくないものについて、変更または取消を行う。
6. 他組織が請求をした場合に、家族登録業務に関連する必要な書類と情報を提供する。
7. 家族登録業務について他の組織と協調する。
8. 家族登録業務について、自分の責任範囲または上部からの委任の範囲で、外国、国際地域と連絡、協力する。
9. 家族登録業務執行について、定期的に上部にまとめと報告をする。
10. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう

第60条（新）外務省の権利と役割

家族登録業務の管理において、外務省は以下のようにその責任範囲の中で権利と役割を有する。

1. 外国における家族登録についての方針、戦略、法律、規則の拡大と執行を行う。
2. 外国のラオス人民民主共和国在外代表事務所の家族登録を担当する職員に対し、家族登録業務に関する管理規則の発行と研修を行う。
3. 外国における家族登録業務の執行の指揮、管理を行う。
4. 外国における家族登録で、正しくないものについて、変更または取消を行う。
5. 他組織が請求をした場合に、外国における家族登録業務に関連する必要な書類と情報を提供する。
6. 家族登録業務について他の組織と協調する。
7. 家族登録業務執行について、定期的に上部にまとめと報告をする。
8. 法律の定めに基づき、上記以外の権利行使と役割執行をおこなう

第61条（改正）その他セクターと地方自治組織の権利と役割

家族登録業務の管理において、その他のセクターと地方組織は、自分の役割に従って、内務セクター、治安維持セクター、司法セクターまた外務セクターと協調、協力する権利と役割を有する。

第2章

家族登録業務の検査

第62条（改正）家族登録業務検査機関

家族登録業務検査機関は以下から構成される。

1. 内部検査機関 これは、本法56条に定める家族登録管理機関と同様である。
2. 外部検査機関 国民議会、県国民議会、国家監査機関の各レベル、国家検査機関、ラオス建国前線と国家大衆組織

第63条（改正）検査の内容

検査については主な検査内容は以下の通り。

1. 登録内容が正しいかを検査する。
2. 家族登録機関の組織と活動の検査、家族登録業務の執行に係る収入と支出の管理と使用の検査。
3. 家族登録官と家族登録機関の他職員の責任、行為、計画と業務執行方法についての検査。

第64条 検査の形式

検査は以下の3つの形式からなる。

1. 定期的検査
2. 事前通告検査
3. 緊急検査

定期的検査は、計画に従って確実な時期を決めて行う検査である。

事前通告検査とは、検査の必要性があると考えられる場合に、事前に検査を受けるものに通知をしたうえで行う計画外の検査のことである。

緊急検査とは、検査を受ける者に事前に通知をせずに緊急に行う、計画外の検査のことである。

検査は、書類上の検査と業務執行の現場に行って行う実務検査の両方を行う。

第VI編

予算と公印

第65条（改正）予算

家族登録機関は、内務セクター、治安維持セクター、司法セクター、外務セクターが予算計画を立て、家族登録業務の効果的な執行を保障して、国家の予算を利用する。

第66条（改正）公印

家族登録機関は、公務活動として使用するため、自分自身の公印を有する。

家族登録機関の公印の形式と内容は、各セクターが別に規則を規定する。

第VII編

成果を挙げた者への特別政策と、違反者への措置

家族登録法

第 67 条 (改正) 成果を挙げた者への特別政策

例えば正確に家族登録を行うことなど本法の執行において顕著な成果を挙げた個人、法人、組織は規定にしたがって褒賞をうけるか、その他の特別政策を受ける。

第 68 条 (改正) 違反者への措置

禁止事項を行うなど本法に違反を犯した個人、法人、組織は、違反の軽重にしたがって教育指導、懲戒、罰金、損害賠償また刑事罰を受ける。

第 VIII 編

最終規定

第 69 条 施行

ラオス人民民主共和国政府が本法を施行する。

第 70 条 効力

本法律は、ラオス人民民主共和国国家主席が公布のための国家主席令を發布し、官報に掲載された日から 15 日後に発効する。

本法は、番号 12/ソーパーソー 2009 年 11 月 27 日発効の「家族登録法」に替わるものである。

本法に抵触する規則、法律またはそれ以外の法令は、すべて無効とする。

国民議会 議長